

岩手県農業振興地域整備基本方針

令和3年8月 変更

岩 手 県

目次	1p
第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	2p
1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	2p
2 農用地等の確保のための施策の推進	3p
3 農業上の土地利用の基本的方向	5p
第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	7p
第3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項	11p
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	11p
2 広域振興圏別の構想	11p
第4 農用地等の保全に関する事項	14p
1 農用地等の保全の方向	14p
2 農用地等の保全のための事業	14p
3 農用地等の保全のための活動	15p
第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	16p
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	16p
2 広域振興圏別の構想	16p
第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	19p
1 重点作物別の構想	19p
2 広域施設整備の構想	21p
第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	22p
1 農業を担うべき者の育成及び確保のための取組の方向	22p
2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	22p
3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	22p
第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	24p
1 農業就業の安定的な就業の促進の目標	24p
2 農村地域における就業機会の確保のための構想	24p
第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	25p
1 生活環境施設の整備の必要性	25p
2 生活環境施設の整備の構想	25p

はじめに

「岩手県農業振興地域整備基本方針」（以下「基本方針」という。）は、本県農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき策定しているものである。

令和2年12月、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更されたことから、法第5条の規定により、基本指針の趣旨に基づいて、令和12年の確保すべき農用地等の面積の目標を設定するなど基本方針を変更することとした。

本県の農業は、地域経済を支える基幹産業の一つであり、持続的な発展を図っていくことが重要である。

また、本県では、産地の核となる担い手を中心として、小規模・兼業農家など、多くの農家が生産活動に関わりながら、農業が地域経済を支えているという実態にあることから、多様な農家が参画した農業生産や地域活動の活発化を通じて、活力ある農業・農村を実現していくことが重要である。

しかしながら、農業従事者の減少や高齢化、荒廃農地の増加等の様々な課題が顕在化してきており、このような状況に対処するため、県では平成31年3月に策定した「いわて県民計画(2019～2028)」の「長期ビジョン」において、次の四つを農林水産業分野における政策項目に掲げるとともに、「第1期アクションプラン」において県が取り組む具体的な推進方策等を定め、取組を進めることとしている。

- 1 意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります
- 2 収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります
- 3 農林水産物の付加価値を高め、販路を広げます
- 4 一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくります

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 優良農地の維持・保全

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能（以下「多面的機能」という。）の適切な発揮を図る上でも必要である。

したがって、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業等の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図る。

(2) 農業振興地域制度の適切な運用

県は農業振興地域整備基本方針を、市町村は農業振興地域整備計画を主体的に策定・管理するとともに、「農用地等の確保等に関する基本指針」(令和2年12月8日農林水産大臣変更・公表)に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で、転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る。

(3) 確保すべき農用地等の面積の目標

ア 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

本県における確保すべき農用地等の面積の目標年は、令和12年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。

イ 目標設定の基準年の農用地区域内の農地面積

本県の令和元年における農用地区域内の農地の面積は、約149,500ヘクタールとなっている。

ウ これまでのすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内の農地面積の減少

最近年のすう勢が今後も同様に継続し、農地以外の用途に供するための農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地区域内農地面積が減少した場合の令和12年時点の農地面積は約146,000ヘクタールとなり、令和元年と比較し、約3,500ヘクタールの減少となる。

エ 目標年までの集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進

農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第10条第3項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入する。

また、農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地

域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進により農用地区域へ編入する。

オ 目標年までの荒廃農地の発生防止

荒廃農地の発生を防止するため、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手への農地集積・集約化の加速化及び農業生産基盤の整備による良好な営農条件の確保等の取組等の推進を図る。

カ 目標年までの荒廃農地の解消

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手への農地集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策により解消を図る。

キ 目標年において確保すべき農用地等の面積の目標

新たな基本方針における令和 12 年時点の農用地区域内農地の面積目標は、すう勢によれば、令和元年現在の約 149,500 ヘクタールから、令和 12 年には、農地転用目的による農用地区域からの除外・転用や荒廃農地の発生により約 3,500 ヘクタール減少し、約 146,000 ヘクタールと見込まれるところであるが、農用地区域への編入の促進、荒廃農地の発生防止及び解消の効果を織り込むことにより、約 148,700 ヘクタールとする。

2 農用地等の確保のための施策の推進

本県においては、農用地等の確保のため、次の施策を推進する。

(1) 農地の保全・有効利用

農地を保全し、その有効利用を促進することにより、荒廃農地の発生を防止する。具体的な施策は次のとおりである。

ア 農地の保全

農地や農業用施設を災害から守るため、ため池等の農業水利施設の防災機能を計画的に強化するとともに、適正な維持管理に努める。

イ 農地の集積・集約化

基盤整備を契機に農地の集積・集約化を促進するとともに、地域農業マスタープランの実践に向けた協議の継続、農地利用最適化推進委員の活動等によるそれぞれの地域における農地利用調整活動の促進及び農地中間管理機構による認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化や連坦化など、農地の効率的な利用を図る。

ウ 中山間地域対策

中山間地域等において、荒廃農地の発生を防止し、農地の多面的機能を確保する観点から、継続的な農業生産活動等を行う農業者や集落等に対して、中山間地域等直接支払制度により支援する。

また、優良農地の遊休化を未然に防止するため、第三セクター、農協等による

農作業受託やあっせん等を進める。

エ 荒廃農地の発生防止、解消等

農地中間管理機構による認定農業者等の担い手への農地集積・集約化、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく荒廃農地に関する措置、荒廃農地の解消活動への支援等により荒廃農地の発生防止・解消・有効活用を推進する。

オ その他

麦、大豆等の土地利用型作物や野菜、花き等の園芸作物の導入による水田の高度利用、新規就農者に対する農地情報の提供、市民農園の設置等の施策を進める。

(2) 農業生産基盤の整備

本県の多彩な立地条件を生かした生産性の高い農業を展開し、需要動向に即応した作目再編を推進するため、農業生産基盤を整備する。その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に編入するものとする。

ア 農地の総合整備

(ア) 大規模で効率の高い水田営農が可能な地域においては、農地中間管理機構との連携を図りつつ、大区画ほ場を中心とした整備を進めるとともに、水田の汎用化、自動走行農機等のICTによる営農の省力化等に資する技術の導入に向けた整備を推進する。

(イ) 中山間地域など、地形条件等から水田の大区画化が困難な地域においては、地域農業の展開方向に則したほ場、用排水路等のきめ細かな条件整備を推進する。

(ウ) 畑作の生産、流通条件の改善を図るため、区画整理、畑地かんがい施設や農道等の総合的な整備を推進し、畑作経営の大規模化や機械利用の効率化を促進する。

イ 農業用水の確保と水利施設の整備

(ア) 農業用水の安定供給と有効利用を図るため、ため池や用排水路等の既存施設の改修整備及び農業用排水施設の長寿命化を進める。

(イ) 混住化の進行による農業用水の汚濁を解消するため、水質保全施設の整備を推進する。

(3) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本とした、より適切かつ厳格な運用を図ることとし、市町村の振興に関する計画や都市計画など他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2の規定により実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

(4) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

県及び市町村が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用

地域内における土地の農業上の利用の確保という法第 16 条に規定される地方公共団体の責務に鑑み、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(5) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第 12 条の 2 の規定に基づく基礎調査を適切に実施するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いるなど、デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(6) 交換分合制度の活用

市町村が農業振興地域整備計画を変更するに当たっては、農業上の土地利用と他の土地利用との調整に留意しつつ、農用地の集団化その他農業経営の基盤強化を図るため、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、法第 13 条の 2 に規定する交換分合制度を活用するものとする。

(7) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和など、制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、県においては、農林業団体、岩手県都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他の県の関係団体を代表する者から、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落の代表者から必要に応じて幅広く意見を求めるものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、平地地帯から中山間地域まで農地が広がり、立地特性も異なることから、それぞれの地域の立地条件に応じた農業の展開を図るものとし、関係者の理解や合意形成を図りながら、効率的かつ合理的な土地利用を進めるものとする。

広域振興圏別の基本的方向は次のとおりとする。

(1) 県央広域振興圏

(重点施策)

「米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある農村づくりを進める」

(基本方向)

- ・ 経営規模の拡大、労働生産性の向上及び農畜産物の高付加価値化等により所得の向上を図るとともに、若者の就農機会の拡大や女性の積極的な経営参画を促進する。
- ・ 生産基盤の整備及び維持・保全を計画的に推進するとともに、省力・高品質生産を実現するスマート農業や経営改善につながる農業生産工程管理(GAP)の導入を推進し、国内外に通用する安全・安心で競争力のある産地づくりを進める。
- ・ 担い手と地域住民との協働による農村資源の維持保全に向けた取組を支援するとともに、農村資源の魅力を生かした農村ビジネスを支援する。

(2) 県南広域振興圏

(重点施策)

「企業の経営体を中心となった収益性の高い産地の形成と協働・連携による農村地域の活性化を進める」

(基本方向)

- ・ 地域農業をけん引する企業の経営体を育成するため、認定農業者等の経営力の向上や規模拡大の取組等を促進するとともに、ほ場整備等を契機として、農地の集積・集約化などによる効率的な地域営農体制の構築を支援するほか、将来の産地を担う新規就農者の確保・定着を図る。
- ・ 収益性の高い産地形成を進めるため、県オリジナル水稻品種のブランド確立や、園芸・畜産の大規模経営体の育成、労働力の安定確保等を図るとともに、安全・安心で高品質な農畜産物の生産や一層の高付加価値化に向けた6次産業化を促進する。
- ・ 農村地域でいきいきとした暮らしの継承に向け、小規模兼業農家も参加した地域ビジョン等の作成とその実現に向けた実践活動のほか、企業との協働・連携活動、都市住民等との交流など、農村資源の保全や活用による地域づくりの取組を促進する。

(3) 沿岸広域振興圏

(重点施策)

「地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業を盛んにする」

(基本方向)

- ・ 東日本大震災津波等で被災し復旧した再生農地における営農組織や核となる経営体の育成、新規就農者の確保などに取り組む。
- ・ 園芸産地の確立や高品質な畜産物の安定生産に向けた取組を進めるとともに、鳥獣被害防止対策を強化し、地域特性を生かした農畜産物の産地力の向上を推進する。
- ・ 特色ある農産物の供給体制の強化や6次産業化の取組、地域資源の発掘・活用などの集落活動を支援する。

(4) 県北広域振興圏

(重点施策)

「北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルでいきいきと暮らせる農村をつくる」

(基本方向)

- ・ 経営感覚に優れた経営体や新規就農者を確保・育成するとともに、生産基盤の整備や高度な生産技術の導入等による生産性の向上、農畜産物のブランド化、魅力ある農村づくりに取り組む。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

法第3条の2の規定により農林水産大臣が定めた、「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき農業振興地域の指定を相当とする地域は次のとおりである。

広域振興圏名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
県央広域振興圏	盛岡地域 (盛岡市)	盛岡市のうち、都市計画法の市街化区域及び国立の試験研究機関等並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 ha 43,238 (農用地面積) 10,142
	八幡平地域 (八幡平市)	八幡平市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域	総面積 38,550 (農用地面積) 10,974
	滝沢地域 (滝沢市)	滝沢市のうち、都市計画法の市街化区域及び国立公園の特別保護地区、国立の試験研究機関等並びに農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域	総面積 7,197 (農用地面積) 3,854
	雫石地域 (雫石町)	雫石町のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区、国立の試験研究機関等並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 13,979 (農用地面積) 5,803
	葛巻地域 (葛巻町)	葛巻町のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 29,252 (農用地面積) 4,225
	岩手地域 (岩手町)	岩手町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 15,835 (農用地面積) 5,254
	紫波地域 (紫波町)	紫波町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 15,838 (農用地面積) 5,916
	矢巾地域 (矢巾町)	矢巾町のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 4,966 (農用地面積) 2,916
	県央広域振興圏合計		総面積 168,855 (農用地面積) 49,084
	県南広域振興圏	花巻地域 (花巻市)	花巻市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域
北上市 (北上市)		北上市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 22,856 (農用地面積) 9,668

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
	遠野地域 (遠野市)	遠野市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 42,869 (農用地面積) 8,558
	一関地域 (一関市)	一関市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 90,271 (農用地面積) 21,689
	奥州地域 (奥州市)	奥州市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 61,737 (農用地面積) 23,134
	西和賀地域 (西和賀町)	西和賀町のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域	総面積 13,933 (農用地面積) 2,823
	金ケ崎地域 (金ケ崎町)	金ケ崎町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 12,983 (農用地面積) 5,145
	平泉地域 (平泉町)	平泉町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 5,135 (農用地面積) 1,494
	県南広域振興圏合計		総面積 293,502 (農用地面積) 88,798
沿岸広域振興圏	宮古地域 (宮古市)	宮古市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 44,661 (農用地面積) 4,378
	大船渡地域 (大船渡市)	大船渡市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 6,320 (農用地面積) 1,893
	陸前高田地域 (陸前高田市)	陸前高田市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 3,749 (農用地面積) 1,708
	釜石地域 (釜石市)	釜石市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 14,872 (農用地面積) 1,859

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
	住田地域 (住田町)	住田町のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 7,007 (農用地面積) 1,649
	大槌地域 (大槌町)	大槌町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 6,616 (農用地面積) 1,345
	山田地域 (山田町)	山田町のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 8,992 (農用地面積) 668
	岩泉地域 (岩泉町)	岩泉町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 43,848 (農用地面積) 5,439
	田野畑地域 (田野畑村)	田野畑村のうち、国立公園の特別保護地区及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 12,430 (農用地面積) 1,331
	沿岸広域振興圏合計		総面積 148,495 (農用地面積) 20,270
	県北広域振興圏	久慈地域 (久慈市)	久慈市のうち、都市計画法の用途地域及び臨港地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域
二戸地域 (二戸市)		二戸市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 30,437 (農用地面積) 5,884
普代地域 (普代村)		普代村のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,514 (農用地面積) 311
軽米地域 (軽米町)		軽米町のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域	総面積 21,092 (農用地面積) 3,479
野田地域 (野田村)		野田村のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,761 (農用地面積) 511
九戸地域 (九戸村)		九戸村のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 8,749 (農用地面積) 1,931

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
	洋野地域 (洋野町)	洋野町のうち、港湾法の臨港地区及び農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域	総面積 24,606 (農用地面積) 3,616
	一戸地域 (一戸町)	一戸町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域	総面積 21,072 (農用地面積) 4,022
	県北広域振興 圏合計		総面積 136,024 (農用地面積) 23,385
県	計		総面積 746,876 (農用地面積) 181,537

注 指定予定地域の規模のうち、総面積については令和2年12月末時点、農用地面積については令和元年12月末時点。

第3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

意欲ある経営体を核とした生産性の高い農業を展開し、農業経営基盤を強化していくためには、その基礎的条件となる農業生産基盤の整備を環境との調和に配慮しながら加速的かつ総合的に進める必要がある。

このため、優良農地の確保や効率的利用について地域の合意形成を促進し、大区画化や農地の集積・集約化のためのほ場整備など農業生産基盤の整備を推進するとともに、地域の立地特性に応じた整備の手法や水準の選択により、経済的な事業の推進を図るなど農家負担の軽減に配慮する。

また、生産コストの低減や畑作物等の生産拡大を図るため、水田の大区画化や排水改良、畑地かんがいなど、農業生産基盤の計画的な整備を推進するとともに、水利用の高度化や農作業の負担軽減を図るため、遠隔操作が可能となる給排水システムや地下水位の調整を行う地下水位制御システム等の導入に向けた取組等を推進する。

さらに、生産と生活の場が密接に結びついている農村の特性を踏まえ、生産基盤と生活基盤の一体的な整備を推進するものとする。

なお、これらの農業生産基盤の整備に関する施策は、原則として農用地区域を対象として行う。

2 広域振興圏別の構想

(1) 県央広域振興圏

ア 「田」の整備

(ア) 高性能農業機械の導入などによる生産コストの低減や担い手の確保・育成に向けたほ場整備をより一層推進するとともに、換地や農地の貸借、作業受委託等による集積・集約化を推進する。

(イ) 用水の安定供給と管理の省力化が可能な用水施設を整備するとともに、排水施設（暗渠排水を含む。）の整備による水田の汎用化を図る。

さらに、ダムや水路などの農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断に基づく予防保全対策の検討や適時適切な補修、更新等を行う。

イ 「畑」の整備

(ア) 畑作物の品質の向上や高収益作物の生産拡大を図るため、かんがい施設の整備を推進する。

(イ) 通作条件の改善のために農道の整備を推進する。

(ウ) 田との混在が多い地域にあっては、田と一体となった整備を推進するとともに、農地の集積・集約化を進める。

(エ) 傾斜地及び山間地帯については、勾配修正を進めるとともに、排水路や防災施設の整備を推進する。

(オ) 豊富な草資源の積極的な活用による酪農及び肉用牛経営の規模拡大を図るため、草地・飼料畑の計画的な整備を進める。

ウ 「樹園地」の整備

県央広域振興圏の果樹園は、散在園が多く、園地間の通作条件及び搬出条件を改善するため、農道を中心とした整備を推進する。

なお、小規模散在桑園については、畑地への転換を考慮して周辺の農地と一体的な再整備を推進する。

エ 「採草放牧地」の整備

既存の採草放牧地について、利用条件の改善を図るため、草地の計画的な整備を進める。

(2) 県南広域振興圏

ア 「田」の整備

おおむね県央広域振興圏に準ずるが、特に平坦な地形を活用した大区画ほ場整備を推進する。

イ 「畑」の整備

(ア) 通作条件の改善のために農道の整備を推進する。

(イ) 田との混在が多い地域にあつては、田と一体となった整備を推進するとともに、農地の集積・集約化を進める。

(ウ) 傾斜地及び山間地帯については、勾配修正を進めるとともに、防災施設の整備を推進する。

(エ) 旧東磐井地域においては、畑作物の品質の向上や高収益作物の生産拡大を図るため、かんがい施設の整備を計画的に推進する。

ウ 「樹園地」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

エ 「採草放牧地」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

(3) 沿岸広域振興圏

ア 「田」の整備

地域の立地特性に応じた秩序ある土地利用が形成されるよう、ほ場整備や用排水路整備を推進するとともに、農業機械の走行に必要な農道の幅員を確保する。

イ 「畑」の整備

(ア) 通作条件の改善のために農道の整備を推進するとともに、賃借等により農地の集積・集約化を推進する。

(イ) 田との混在が多い地域にあつては、田と一体となった整備を推進するとともに、賃借により農地の集積・集約化を推進する。

(ウ) 傾斜地及び山間地帯については、勾配修正を進めるとともに、排水路や防災施設の整備を推進する。

丘陵畑作地域は、用水に恵まれないことから、かんがい施設の整備を推進する。

(エ) 豊富な草資源の積極的な活用による酪農及び肉用牛経営の規模拡大を図るため、草地・飼料畑の計画的な整備を進める。

ウ 「樹園地」の整備

沿岸広域振興圏の果樹園は、丘陵地の斜面に分散していることから、園地間の通作条件及び搬出条件を改善するため、農道の整備を推進する。

桑園については、県央広域振興圏に準ずる。

エ 「採草放牧地」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

(4) 県北広域振興圏

ア 「田」の整備

沿岸広域振興圏に準ずる。

イ 「畑」の整備

(ア) 通作条件の改善のために農道の整備を推進するとともに、農地の集積・集約化を推進する。

(イ) 傾斜地及び山間地帯については、勾配修正を進めるとともに、排水路や防災施設の整備を進める。

(ウ) 馬淵川流域においては、畑作物の品質向上や生産拡大を図るため、かんがい施設の整備を計画的に推進する。

ウ 「樹園地」の整備

県北広域振興圏の果樹園は、傾斜地及び起伏状の丘陵台地におおむね集団的に分布していることから、効率的な機械化体系の実施可能な起伏修正による区画の拡大及び農道整備を推進する。

桑園については、県央広域振興圏に準ずる。

エ 「採草放牧地」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 被災した農地・農業用施設の復旧・整備

早期営農再開に向け、農地、農業用施設の復旧・整備を行う。

(2) 災害に強い農村づくり

台風等による被害が頻発する中、自然災害等に強い農山漁村づくりを推進していくため、ため池等の農業水利施設の防災機能を強化するとともに、市町村が行うハザードマップ作成支援など、地域の防災意識を高める活動を一体的に取り組む。

(3) 農用地の保全と荒廃農地の発生防止、解消

流域開発や都市化の進展等の社会環境の変化による^{もみ}湛水被害や水質の悪化など、農用地への悪影響が見られる地域について、その解消を図り、良好な生産環境を保全する。

また、荒廃農地の発生に伴う悪影響から優良農地を守るため、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤の効果的な活用により、その発生の防止に努めるとともに、荒廃農地の解消を推進する。また、長期的に営農が見込めない農地については、農外利用も検討しながら農用地の保全対策を推進する。

(4) 土地改良施設の維持管理体制の強化

土地改良事業の進展に伴い、造成施設のストックが増大するとともに、施設の大規模化、高度化さらには利用の広範化が進んでおり、農村の混住化や高齢化により土地改良施設の適正な維持管理が困難になりつつある。

このため、今後とも土地改良施設の適正な維持管理を継続できるよう、公的支援の充実や管理技術の向上、管理体制の強化、住民活動と一体となった保全管理活動及びアドプト活動^{*}の促進など、維持管理の強化に努める。

※ アドプト活動

「アドプト」とは養子縁組の意。道路や水路等の公共施設の一部区域・区間を「養子」とみなして、住民・団体・企業等が里親となり、養子となった施設の一部区域（区間）を責任を持って保守管理していく制度。

2 農用地等の保全のための事業

(1) 農地防災施設の整備

ア 洪水による農用地や農業用施設、農作物等の被害を防止するため、ため池などの農業水利施設の防災機能を強化する。

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）で指定された地すべり防止区域において、農用地や農業用施設の地すべりによる被害を防止するための地すべり工事に取り組む。

ウ 東日本大震災津波で被災し復旧した農地海岸保全施設は、適切な維持・補修を行う。

エ 地震時の安全を確保するため、必要に応じ、農業用ため池等の土地改良施設の補強などのハード整備のほか、ハザードマップの作成支援などのソフト対策も併せて取り組む。

オ ため池や水路等で老朽化が進行した施設について実態把握を行い、これに基づく計画的な整備や長寿命化を進め、災害の未然防止を図る。

(2) 農用地の保全と荒廃農地の発生防止、解消

ア 都市化の進展や農村の混住化による農業用水の汚濁を防止するため、用水路と排水路の分離や水源転換を進める。

イ 洪水から農用地の湛水被害を防止するため、排水機場や排水樋門、排水路等の整備を推進する。

ウ 農業生産基盤が未整備の地域において、地形条件や営農形態に応じたきめ細かな農業生産基盤の整備を進め、荒廃農地の発生等を防止・解消する。

エ 荒廃農地の解消に向けた基盤整備を推進する。

(3) 土地改良施設の維持管理体制の強化

ア 土地改良施設の適正な維持管理により、食料の安定生産と多面的機能の発揮を図るため、公共性の高い農業用ダムや農業用排水施設、農道等の管理について公的支援の充実に努める。

イ 土地改良施設の管理の合理化を図るため、管理主体の状況に応じた集中管理や遠隔操作など、新しい管理システムの導入を進める。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の発生防止、解消等

農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、農地法に基づく遊休農地に関する措置、鳥獣被害を防止するための取組など荒廃農地の解消活動への支援に向けた基盤整備等を推進する。

(2) 荒廃農地の適切な保全管理への支援

中山間地域における荒廃農地の発生防止と優良農地の確保を図るため、長期的に営農の再開が見込めない荒廃農地を含む区域（保全管理区域）と、今後も営農を継続し土地の生産性向上を図る区域（生産区域）に区分し、それぞれに必要な整備を一体的に行う。

(3) 意欲ある経営体への農地の集積・集約化

ア 地域の合意のもとに、それぞれの地域における農地利用調整活動を促進し、農地中間管理機構を通じた、意欲ある経営体への農地の集積・集約化や連担化など、農地の効率的な利用を図る。

イ 「地域農業マスタープラン」の活用による農地中間管理事業の推進等により、農地の集積・集約化を促進するとともに、経営の規模拡大や効率化、多角化に向けた機械や施設整備を推進する。

(4) 集落協定に基づく持続的な保全活動

中山間地域等において、荒廃農地の発生を防止し、農地の多面的な機能を確保する観点から、継続的な農業生産活動等を行う農業者等に対して、中山間地域等直接支払制度により支援する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

農業従事者の減少や高齢化が進行する中において、地域農業の核となる経営体の育成が重要であることから、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化の推進、農地の集積・集約化等により経営基盤を強化する必要がある。

加えて、経済のグローバル化が進展する中、農業の持続的な発展に向け、生産性・市場性が高く、安全・安心で高品質な農畜産物を生産する産地づくりに向けた取組を進める。

また、市場ニーズに的確に対応した農畜産物の生産と、効率的で高収益な農業を実現するため、革新的な技術の開発・導入や、生産基盤の着実な整備等の取組を進める。

なお、水稻等の土地利用型作物については、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づく農地中間管理事業を中心とした各種農地流動化施策を積極的に活用し、認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化を図る。

特に、意欲ある経営体の育成については、水準の高い営農が展開できるよう農業生産基盤整備の充実を図り、農地の集積・集約化や作業の受託等による経営規模の拡大を誘導し、経営の安定向上を図り認定農業者へ誘導するほか、地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置付け、その育成を図るため、経営拡大や多角化に意欲的な農業者に対して集中的に支援する。

また、農業内外からの新規就農希望者に対しては就農を支援し、地域農業の担い手として育成するとともに、土地利用の高度化の継続及び新規就農希望者の受け皿として期待されている農地所有適格法人の育成を推進する。

さらに、意欲ある経営体を中心に小規模、兼業農家も参加し、かつ地域全体の生産力が最大限に発揮されるよう、地域内の合意に立脚した土地利用の高度化及び労働力・機械施設利用の効率化や、耕種農家と畜産農家との連携等による地力の維持増進を促進する。

2 広域振興圏別の構想

広域振興圏別における目指すべき営農類型と経営規模は次のとおりとする。

(1) 個別経営

標準的な家族経営を想定して、1経営体当たりの年間所得が570万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得は420万円程度）とし、労働時間は、主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間として、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系とする。

営農類型及び経営規模		広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	水稲 15.0ha+小麦 8.0ha	○	○		
2	水稲 3.0ha+水稲作業受託 15.0ha+小麦 10.0ha	○	○		○
3	水稲 15.0ha+飼料用米 9.0ha	○	○	○	○
4	水稲 15.0ha+WC S 稲 9.0ha	○	○	○	○
5	野菜 (トマト 0.5ha)	○	○	○	○
6	野菜 (きゅうり 0.55ha)	○	○	○	○
7	野菜 (ピーマン 0.6ha)	○	○	○	○
8	野菜 (ほうれんそう 0.7ha)	○		○	○
9	野菜 (キャベツ 10.0ha+だいこん 3.0ha)	○			○
10	野菜 (キャベツ 10.0ha+ながいも 3.0ha)	○			○
11	菌茸 (菌床しいたけ 36 千玉)				○
12	花き (りんどう 1.0ha)	○			
13	花き(りんどう 0.9ha+トルコギキョウ 0.1ha)		○	○	○
14	花き (小ぎく 2.0ha)		○	○	
15	果樹 (りんご 2.0ha)	○	○	○	○
16	工芸作物 (葉たばこ 2.4ha)	○	○		○
17	酪農 (経産牛 42 頭) + 飼料作物 3.0ha+牧草 13.0ha	○	○	○	○
18	肉用牛(黒毛和種繁殖 24 頭+肥育 64 頭) + 牧草 5.5ha	○	○	○	○
19	肉用牛(黒毛和種繁殖 25 頭) + 牧草 3.6ha+水稲 3.1ha	○	○	○	○
20	肉用牛 (黒毛和種肥育 100 頭) + 牧草 3.5ha+飼料用米 13.0ha	○	○	○	○
21	肉用牛 (日本短角種繁殖 27 頭+肥育 80 頭) + 牧草 7.8ha			○	○
22	養豚 (繁殖雌豚 100 頭)		○	○	○
23	肉用鶏 (飼育羽数 20 千羽)		○	○	○

(2) リーディング経営体

(1)の個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体(年間所得おおむね1,000万円以上)へ育成する。

営農類型及び経営規模		広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	水稲 25.0ha+小麦 11.0ha	○	○		○
2	野菜 (トマト 1.2ha)	○	○	○	○
3	野菜 (トマト(高規格ハウス栽培)0.5ha)	○	○	○	○
4	酪農 (経産牛 90 頭) + 飼料作物 5.0ha+牧草 30.0ha	○	○	○	○
5	酪農 (経産牛 90 頭、飼料生産外部委託)	○	○	○	○

(3) 集落型の農業法人(特定農業法人など)

主たる従事者2人が中心となり、30～40haの営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とする。主たる従事者が、(1)で掲げる他産業並みの労働時間(年間2,000時間)で、地域他産業従事者と遜色ない生涯所得(年間所得420万円)に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとする。

営農類型及び経営規模		広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	水稲26.0ha+小麦14.0ha	○	○	○	○
2	水稲26.0ha+大豆14.0ha	○	○	○	○
3	水稲60.0ha+小麦15.0ha+大豆15.0ha+そば7.0ha(2年3作)	○	○		
4	水稲26.0ha+りんどう2.0ha	○	○	○	○

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等

技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得として、就業後間もない他産業従事者並みの250万円程度を確保できる経営とする。

営農類型及び経営規模		広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	野菜(きゅうり0.2ha、半促成+抑制栽培)	○	○	○	○
2	野菜(きゅうり0.2ha、露地栽培)	○	○	○	○
3	野菜(トマト0.2ha)	○	○	○	○
4	野菜(ミニトマト0.12ha)	○	○	○	○
5	野菜(ピーマン0.2ha)	○	○	○	○
6	野菜(ほうれんそう0.4ha)	○	○	○	○
7	菌茸(菌床しいたけ28千玉)	○	○	○	○
8	花き(りんどう0.38ha)	○	○	○	○

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県においては、農地の貸借や農作業の受委託等により、意欲ある経営体の経営規模の拡大を図るとともに、こうした農家を核として小規模・兼業農家も含めた生産の組織化を進めるなど、集落や数集落の範囲で、土地、労働力等の農業資源を高度に活用して最大の生産力を発揮する集落営農組織や法人化等を志向する経営体を育成することとしている。

こうした経営体による営農活動の支援及び県産農産物を有利に販売するためのブランドを確立することが重要な課題になっていることから、生産施設をはじめ、流通加工施設の計画的な整備や情報の発信体制及び経営改善支援機能を構築する必要がある。

また、省力・高品質生産を目指す高性能農業機械の導入に当たっては、「岩手県高性能農業機械導入計画」を参考に、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた導入方式による計画的な導入を推進し、機械の性能に応じた利用規模の確保による効率的利用を進め、生産性の向上及び生産コストの低減を図り、農業生産力と農業経営改善に寄与することを目標として行うものとする。

1 重点作物別の構想

(1) 稲作

米の需給減少が続く中、国内外の消費者や実需者から持続的に高い評価と支持を得る米産地を目指し、県オリジナル品種を核とした高品質・良食味米の安定生産と評価・知名度向上を図る。

このため、稲作機械の体系的な整備を促進するとともに、効率の高い生産体制を確立するため、育苗施設、乾燥調製保管施設等の共同利用施設、バラ出荷が可能となる物流合理化設備をもつ貯蔵保管施設の計画的な整備を促進する。

(2) 野菜

食の多様化・洋風化に伴う嗜好の変化や加工・業務用需要の割合の増加、卸売市場の再編の進行などに対応し、産地が維持・発展していくため、「岩手県野菜生産振興計画」に基づき、生産の省力化に必要な機械の導入やパイプハウス等の団地的な整備等を促進するとともに、雇用労力の確保等による経営規模の拡大、長期出荷作型の導入による単収や生産性向上を図る。

(3) 果樹

出荷時期の競合による価格低迷、消費者ニーズの多様化に対応する新品種・新品目の導入など、今後更なる産地間競争の激化が懸念されることから、優良品種・品目の導入や、市場等での競争力強化に向けた戦略的な取組、産直による直接販売やインターネット通販など多様な販売ルートの構築等を促進するため、「岩手県果樹農業振興計画」に基づき、新植・改植による優良品種の導入、移動改植に合わせた園地集積による団地化、組織づくりなどを推進する。

(4) 花き

本県の主力品種であるりんどう・小ぎく等の産地力を強化していくためには、需要期を中心に需要に応える産地体制の確立、経営の規模の拡大や新規生産者の確保に取り組む必要があることから、「岩手県花き振興計画」に基づき、りんどうの需要

に応じた品種選定、計画的な新改植及び選別機の導入による省力化を進めるとともに、小ぎくの品種特性に応じた作型の組み合わせによる長期継続出荷体制の確立などにより、生産拡大を図る。

(5) 乳用牛

酪農経営の持続的な発展を図っていくためには、飼養規模の拡大や生産性の向上、労働の負担軽減等を進めていく必要がある。

このため、規模拡大を志向する生産者の牛舎等の整備に加え、産乳能力の高い乳牛の導入支援のほか、飼料生産作業を受託するコントラクター等の育成や、酪農家の負担軽減を担う育成牛の預託施設や公共牧場の機能強化を推進する。

(6) 肉用牛

収益が高く持続的な肉用牛経営を実現するためには、飼養規模の拡大と生産性の向上を進めていく必要がある。

このため、規模拡大を志向する生産者の牛舎等の整備、優良繁殖雌牛の導入のほか、小規模農家も含めた肉用牛経営を支援するキャトルセンターや公共牧場の機能強化を推進する。

(7) 中小家畜

一戸当たりの経営規模が大きく、地域経済を支える産業として重要な役割を担っており、更なる生産力の向上に取り組んでいくことが必要である。

このため、経営安定対策を継続するとともに、家畜伝染病の発生を防ぐための衛生対策を徹底するほか、更なる規模拡大のための畜舎等の整備や畜産GAPの取組などを推進する。

(8) 葉たばこ・ホップ

中山間地域の基幹作目として生産振興を図る必要があることから、省力生産技術の普及による低コスト・高品質生産を推進するとともに、規模拡大による経営の安定化を図るものとする。

このため、葉たばこについては、管理・収穫作業と選別・調製作業の省力化を図るため、畦間作業車の導入等を促進するとともに、省力・高品質生産を促進するため、コンパクト乾燥室や温湿度コントローラー付乾燥機の導入を進める。

また、ホップについては、管理・収穫作業の省力化を図るため、高所作業車や高性能収穫機の導入を促進する。

(9) 麦・大豆等

麦・大豆については、実需者の要望に応えた高品質生産に向け、排水対策、地力の向上や多収品種の普及拡大などにより、生産性の向上を図る。

また、ほ場の団地化を進め、作業の効率化を図り、集落営農組織等を中心に麦・大豆の作付拡大を促進する。

飼料用米については、直播栽培等の省力技術や多収品種の導入拡大などにより、生産コストの低減や単収向上を図るとともに、保管施設の再編利用を促進する。

(10) 栽培きのこ

周年就労が可能な複合経営を確立するため、既存施設の効率的な活用と生産の組織化を進めながら、栽培きのこの導入・拡大を図る。

このため、周年安定生産を促進するために空調施設等の導入を進める。

2 広域施設整備の構想

食料消費の質的变化や農産物流通形態の多様化と併せて、食の安全・安心に対する関心の高まりに対応するとともに、消費者等から信頼される産地形成のためには、安全・安心で品質の優れた農産物の安定的な生産や多様な販売戦略の展開を図るなどマーケティングを強化し、ブランドを確立する必要があることから、大消費地市場への定時定量定質出荷や広域分荷を促進するとともに、産地内流通にも対応できる広域集出荷施設や産地処理加工施設を整備する。

なお、施設整備に当たっては、食品の安全・安心の確保に十分留意する。

ア 米については、食味の良い県産米を周年供給するとともに、業務用出荷を拡大する必要があることから、精米センター等での産地精米による出荷、粳貯蔵による出荷を促進するため、カントリーエレベーターの設置や常温倉庫の低温倉庫への転換など貯蔵保管施設の計画的な整備を促進するとともに、契約栽培を進める。

イ 青果物・花きについては、市場流通における予約相対取引や加工・業務用向け契約取引など、多様な流通チャネルの確保、対応を目的とした計画的な生産や出荷ロットの確保及び品質の保持を図るため、予冷・保冷施設や集出荷施設等の再編整備を促進する。

ウ 畜産物流通施設のうち、飲用牛乳処理施設については、経営体質の強化を図るための再編合理化と併せて、産地で生産された牛乳の特色ある販売及び高付加価値化に資する整備を促進する。

また、食肉流通施設については、県産肉畜の効率的かつ高度衛生的な処理による県産食肉の競争力の向上及び高付加価値化と併せて、肉畜流通の円滑化に資する整備を促進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための取組の方向

本県の農業従事者の高齢化及び減少が進行していることから、今後とも意欲ある多様な農業者の育成及び確保が極めて重要である。

このため、農業が魅力ある職業として選択され、新たに就農した者が農業・農村に夢と誇りをもちながら農業経営に取り組むことができるよう、関係機関、団体と密接に連携し、農業を担うべき者の育成及び確保のための取組を一層充実する。

(1) 施設の整備状況

本県においては、農業を担うべき者の育成の中核機関として農業大学校を設置しており、学生に対する農業教育のほか、農業経営者や新規就農者に対する技術・知識の習得のための研修を行っている。

また、農業高校及び市町村等が設置する就農支援施設等により、地域の実情に応じた農業を担うべき者の育成も進められている。

(2) 施設の整備の基本的方向

農業を担うべき者の育成及び確保のためには、就農希望者や新規就農者さらには農業経営者に対する指導体制の充実、実践的な技術研修及び各種講座等の実施に必要な施設等が必要であることから、農業大学校の教育・研修施設等の充実を図る。

また、非農家から新たに農業に参入しようとする者は、住居・農地の確保、資金調達など幅広い課題を抱えていることが多いことから、市町村等関係機関・団体との連携のもと、受入体制の整備を進める。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

(1) 農業大学校の充実強化

農業を担うべき者の育成及び確保の中心的役割を担う機関としての機能強化のため、次のとおり教育内容及び関連施設等の充実を図る。

ア 経営者能力の養成を図る観点での教育・研修施設の整備

イ 農業への参入希望者に対する研修の充実

ウ 実践農業者等に対する研修機能の充実

(2) 県内各地での受入体制整備

県内各地で農業を担うべき者の育成及び確保が促進されるよう、関係機関・団体との連携のもと、営農が定着するまでの間、住宅や農地など生活から生産にわたる幅広い支援が受けられるよう、受入体制の整備を促進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保の対策

農業を担うべき者の育成及び確保のためには、職業選択期から経営の自立に至るまで、発展段階に応じた継続的な支援が必要であることから、「新規就農者確保・育成アクションプラン」を地域ごとに見直し、その実践を通じて地域が主体となった新規就農者の確保・育成対策の取組を支援するほか、以下のような活動を展開する。

ア 職業としての農業選択期

農業体験を通じた子どもたちの理解の醸成を図り、農業高校生の就農や農業大学校への進学を促進するとともに、他産業従事者の農業への参入を拡大するための情報発信や相談活動を行う。

また、就農を志す者に対する農業についての知識習得や体験の機会を提供する。

イ 技術習得期

農業大学校における研修のほか、先進農家等における実践研修の支援を行う。

ウ 経営開始期

経営開始に必要な農地、住宅、機械・施設等の営農条件整備を支援するため、関係機関・団体と連携し、農地、住宅情報を提供するとともに、国の農業次世代人材投資事業を活用した所得確保、初期投資に対する無利子又は低利の資金の利用促進及び借受後の経営指導などのアフターケアを行う。

エ 経営自立・発展期

就農開始以降においても、継続的な技術・経営指導を行うことにより、早期の経営安定化を支援するとともに、農村青年クラブ等のネットワーク活動を支援する。

また、経営の発展のため、各種講座や研修会による経営能力向上を支援する。

(2) 農業を担うべき者の就農機会の拡大

農地所有適格法人等の経営の多角化・高度化や農地の集積・集約化による経営規模の拡大等による雇用就業機会の拡大を促進する。

(3) 多様な農業を担うべき者の参入促進

農業への新規就農や企業の農業参入を促進するため、青年農業者等育成センターや広域振興局等に設置している参入相談窓口を通じて、農地の利用調整や地域の加工事業者とのマッチング、生産技術の向上に向けた指導を行うとともに、機械・施設の整備を支援する。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業就業の安定的な就業の促進の目標

農業労働力の減少・高齢化や新たな国際環境に対応し、地域農業の一層の発展を図るため、その中心的役割を担う意欲ある経営体を早期に育成するとともに、規模縮小志向農家等の所得確保及び地域の定住条件の維持のための安定した他産業への就業機会を確保する必要がある。

特に、中山間地域においては、若者がやりがいと魅力をもって就業するとともに、高齢者や女性にとって働きやすい就労の場を確保する必要がある。

このため、意欲ある経営体に対する施策の重点的な配置や認定農業者制度の活用により、地域農業の中心的担い手として積極的に育成するとともに、こうした農家を核とした生産組織の育成を図る。

また、経営管理能力の向上や雇用者の福祉増進など法人形態のもつ利点を踏まえ、農業経営の発展段階に応じて法人化を促進する。

さらに、農業内外からの意欲的な青年の新規就農を促進するとともに、次代を担う若い農業者に対する各種研修・教育の充実強化や農村青年の自主的な組織活動、異業種間の交流等を促進するものとする。

一方、農業従事者の中には、出稼ぎ、日雇、臨時雇等の不安定な就業状態の者も依然として多いことから、不安定兼業従事者や農外就労を希望する農業従事者に対して、農地の流動化や農作業の委託を促進し、安心して農外就労ができる環境を整備するとともに、定住地域内での安定的な就業の場を創出し、農家所得の向上を図るため、加工技術の体系的な研修を実施して加工組織等の育成を図ることが必要である。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

自然との共生や環境への負荷の低減を図りながら、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等に基づき、産業を農村地域へ計画的に導入するとともに、生産組織や農業団体等による地域農畜産物等の付加価値を高める加工処理施設を整備する。

さらに、積極的な新製品の開発や宣伝活動により、販路の拡大を図り、農業の6次産業化を支援するとともに、食品製造業や外食産業等の関連産業との連携を強化する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村は、農業生産の場であるとともに生活の場であることから、地域住民が魅力をもって定住できるよう、快適でやすらぎのある農村空間の形成を進める必要がある。

さらに、農業・農村の果たしている役割・機能に対する都市住民の理解を深め、農村の活性化を図るため、都市にも開かれた憩いの場を形成することにより、都市との多様な交流を促進するとともに、グリーン・ツーリズムの促進を図ることが必要である。

このため、自然との共生や環境への負荷の低減など環境の保全を図りながら田園や高原、水辺空間等の地域の特色ある農村景観の形成や、集落道、集落排水等の農業生産基盤の整備と一体的に基礎的な生活環境の整備を推進するとともに、都市住民との交流にも配慮した農村地域の総合的な整備を進める。

2 生活環境施設の整備の構想

(1) 生活環境施設の整備

生活排水の処理については、「いわて汚水処理ビジョン 2017」に基づき、地域の条件等に応じ、農業集落排水施設を整備するほか、公共下水道への接続や散居集落等への合併処理浄化槽等の導入を促進する。また、汚泥の農地還元など資源循環に留意した整備を推進する。

(2) 美しい農村景観の維持・形成

ア 長い時代を経て培われてきた優れた農村生活環境（農業形態、資源、風土等）を再認識し、伝統的な地域空間を復活整備しながら近代化された生活様式と調和した美しい農村景観の形成を促進する。

イ 農業用の水利施設や近代化施設の整備に当たっては、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）に基づく景観の保全と創造に努めるとともに、水辺空間や緑景観との調和に配慮して進める。

(3) 都市と農村との交流及びグリーン・ツーリズムの促進

ア 交流施設や農村レストラン等の施設整備を進めるとともに、市民農園、体験農園等の設置や地域特産物の産直及びオーナー制度等による交流を促進する。

イ 農村旅行の快適性を確保するため、集落道や農村公園、集落排水施設など、農業生産基盤と生活環境施設の一体的な整備を促進するとともに、宿泊施設の整備を推進する。

ウ 体験民宿業に係る登録を促進するとともに、農村側の情報の収集・紹介や都市側のニーズの伝達を行うシステム等の情報ネットワークを構築する。